

## 埼玉県企業立地セミナーin名古屋の広報・配信業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県企業立地セミナーin名古屋の広報・配信業務

### 2 委託期間

契約日から令和4年11月30日（水）まで

### 3 目的

本業務は、埼玉県への企業誘致の推進のため名古屋で開催予定のイベント「埼玉県企業立地セミナー」を広報し、多くの視聴者を集めたうえでオンライン配信することで全国の企業に向けて埼玉県での企業立地の魅力をPRすることを目的とする。

### 4 イベントの概要（予定）

#### （1）日時

令和4年11月4日（金）午後

#### （2）会場

名古屋駅周辺のホテル（委託者が手配済み）

#### （3）主催

埼玉県

#### （4）内容

第1部 知事講演、県内市町村長講演

第2部 交流会（参加企業・知事・市町村長）

#### （5）オンライン配信

第1部のみ（60分程度）をリアルタイム配信

### 5 業務委託の内容

#### （1）イベント広報業務

##### ア 概要

イベントの目的を踏まえ、「イ 広報ターゲット」に効果的に届く広報を実施する。  
詳細の仕様については、受託者、委託者で相談の上決定する。

##### イ 広報ターゲット

埼玉県の企業誘致活動の対象となる企業の、経営層・管理職（企画部門・管理部門・製造部門等）に属するビジネスパーソン

【参考：埼玉県の誘致対象】

工場（製造業、食料品製造業）、研究所、本社・支社、流通加工施設等

ウ 手法

- ①オンライン視聴者を募ることを考慮し、WEB上での広報は必ず実施すること。紙面上での広報を実施する場合は、QRコードを掲載するなど、オンライン申込みフォームへの誘導を容易にすること。
- ②委託者が電子データで提供する通知文（A4・モノクロ・片面・1枚）及びチラシ（A4・カラー・片面・1枚）を印刷し、郵送等により3,000社以上へ送付すること。送付にあたっては、埼玉県の企業誘致活動の対象となる企業のうち、業種や売上高を考慮し、企業名・郵便番号・住所が記載されたリストを用意すること。

エ 効果検証

ウ①で実施した広報について、露出量やクリック数を含めた数値結果を元に、効果を分析した報告書を作成すること。

(2) イベント配信業務

ア 概要

名古屋で開催予定のイベントを撮影してリアルタイムでオンライン配信する。詳細の仕様については、受託者、委託者で相談の上決定する。

イ 配信体制

カメラ1台以上を用いて撮影し、オンライン配信ツール（Zoom）を用いて全国に配信すること。撮影・配信にあたって必要な機材は、受託者にて用意すること。

ウ 録画・編集

リアルタイム配信と併せて、録画もすること。なお、録画データについては県ホームページ上での公開を前提として、テロップ表示の追加や場面転換シーンの削除などの簡易な編集を加えて、令和4年11月11日(金)までに委託者あて納品すること。

6 企画提案に関する留意点

広報・配信業務の企画提案にあたっては、次の点に留意すること。

(1) イベントの広報

- ・業務委託する広報とは別に、委託者が9月中に県政記者クラブに対して報道発表（資料提供）を行う予定であること。
- ・委託者が別途作成する動画（約8～9分）の二次利用が可能であること。

(2) 申込みの受理

- ・イベント視聴の申込みは、埼玉県の電子申請システムを用いる予定であること。
- ・電子申請システムを用いた申込みフォームは、委託者にて用意すること。
- ・申込みの受理や視聴者名簿の作成は、委託者にて対応すること。

(3) オンライン配信

- ・オンライン配信ツールは、委託者の有償アカウントを用いて、Zoomウェビナーを

用いる予定であること。

- ・オンライン視聴用URLの作成、視聴者への連絡等は、委託者にて対応すること。
- ・講演の前後や間に、委託者が指定する動画を配信すること。

(4) イベント運営

会場や講師の手配、イベントの動線、参加企業の受付等は委託者が対応すること。

(5) その他

上記留意点について、より効率的・効果的な方法があれば提案に基づく協議が可能であること。

7 業務報告・納品

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。その際、次の内容を添付すること

- ・ 5 (1) ウ②で使用した送付先データ
- ・ 5 (1) エで作成した報告書
- ・ 5 (2) ウで編集した動画

また、業務終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

8 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748